

税務については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。具体的な税務処理を行う場合は、税理士などの専門家、または所轄税務署にご相談ください。

保険税務ハンドブック

Jul 2025

<監修>

新日本保険新聞社

<資料作成>

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12
渋谷スクランブルスクエア44F
TEL.03-6892-1986
<https://www.nnlife.co.jp>

<募集代理店>





2025年7月吉日

お客さま各位

エヌエヌ生命保険株式会社

「保険税務ハンドブック」 記載内容について

令和7年度の税制改正により、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例が追加されました。つきましては、下記の通りご案内いたします。

記

●P.37 生命保険料控除について 控除される金額

23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の新制度適用対象契約の一般生命保険料控除の限度額が引き上げられ、以下のとおりとなります。

■新制度（一般生命保険料控除）

< 所得税の控除額 >

年間正味払込保険料		控除される金額
30,000円以下		新生命保険料の全額
30,000円超	60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超	120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超		一律60,000円

※一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の各控除額を合算した合計適用限度額は、12万円から変更ありません。

※新制度適用対象契約と旧制度適用対象契約の両方にご加入されて、新旧両制度の生命保険料控除を適用・申告される場合は、一般生命保険料控除の控除限度額は6万円となります。

以上

☐ 注意事項

- 税務については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。具体的な税務については、税理士などの専門家、または所轄税務署にご相談ください。
- 法人契約の税務については、法人税法・同法施行令・同法基本通達などに基づき、基本的事項について説明しています。具体的な経理処理についてはエヌエヌ生命の主要商品を例にとっています。
- 経理処理の方法は、その実務において複数の考え方が存在するケースがあります。よって、実際の経理処理にあたっては、顧問税理士または所轄税務署にご確認ください。
- 使用している勘定科目は、エヌエヌ生命で標準的に使用しているものです。性質が同等であれば、別の名称でも差支えありません。
- 仕訳例で用いる保険料の払込方法は、断りのないかぎり年払保険料としています。

監修：新日本保険新聞社

■概要

商 号	株式会社 新日本保険新聞社
本社所在地	〒 550-0004 大阪市西区靱本町 1-5-15 第二富士ビル 6F TEL(06)6225-0550(代表) FAX(06)6225-0551
ホームページアドレス	https://www.shinnihon-ins.co.jp

■営業種目

新聞発行
新日本保険新聞（生保版）毎週第 1 ～第 4 月曜日発行 新日本保険新聞（損保版）毎週第 1 ～第 4 月曜日発行
定期刊行物
保険税務のすべて／こんなにかかる医療費／生命保険証券のチェックポイント etc.
その他出版物等
〈生命保険関係〉 相続と生命保険／法人生保販売パーフェクトマニュアル〔基礎編〕〔実践編〕／大田式「法人保険販売術」／生命保険 B 2 B 教本／事業承継対策と金庫株活用法／生命保険税務と周辺問題 Q&A ／生命保険を 5 倍売る法／保険営業パーソンのための開業医顧客獲得術 etc. 〈代理店関係〉 商売繁栄 DVD シリーズ／実践 CD セミナー etc.

保険税務ハンドブック 目次

1 法人契約における税務の取扱い

1) 定期保険および第三分野保険の最高解約返戻率区分ごとの取扱い	1
2) 定期保険および第三分野保険の契約形態別の取扱い（全額損金算入となる場合）	2
3) 定期保険および第三分野保険の契約形態別の取扱い（資産計上額がある場合）	2
4) 定期保険および第三分野保険〔最高解約返戻率 50% 以下〕	2
5) 定期保険および第三分野保険〔最高解約返戻率 50% 超 70% 以下、最高解約返戻率 70% 超 85% 以下〕	3
6) 定期保険および第三分野保険〔最高解約返戻率 85% 超〕	4
7) 養老保険	6
8) 終身保険	6

2 法人契約における保険料支払時の経理処理

1) 定期保険および第三分野保険〔最高解約返戻率 50% 以下〕	7
2) 定期保険および第三分野保険〔最高解約返戻率 50% 超 70% 以下〕	7
3) 定期保険および第三分野保険〔最高解約返戻率 70% 超 85% 以下〕	9
4) 定期保険および第三分野保険〔最高解約返戻率 85% 超〕	10
5) 定期保険および第三分野保険〔保険料払込期間＜保険期間〕	13
6) 第三分野保険〔保険期間・保険料払込期間＝終身〕	14
7) 養老保険（福利厚生プラン）	15
8) 終身保険	15
9) 給与課税の場合の経理処理	15

3 法人契約における保険金・解約返戻金など受取時の経理処理

1) 死亡保険金	16
2) 高度障害保険金	17
3) 収入保障年金	18
4) 満期保険金	19
5) 入院給付金	19
6) 就業不能給付金	19
7) 解約返戻金	20
8) 積立金	20
9) リビング・ニーズ特約の特約保険金	21

4 法人契約における異動処理時の経理処理

1) 名義変更（法人契約の契約者変更）	22
2) 減額	29
3) 払済	31
4) 契約者貸付（PL）	33

5 その他

1) 退職所得について	35
2) 支払調書について	35
3) 個人事業主が契約した保険料の経理処理	36
4) 個人契約の税務	37
5) 関係法令通達等（抜粋）	39

1 法人契約における税務の取扱い

1) 定期保険および第三分野保険の最高解約返戻率区分ごとの取扱い

(関係法令通達等：法人税基本通達 9-3-5、9-3-5 の 2)

保険期間が 3 年以上の定期保険または第三分野保険については、最高解約返戻率に応じて下記のとおり取扱います。

最高 解約返戻率	損金算入割合	資産計上期間	取崩期間
50%以下	全額損金	なし	—
50%超 70%以下*1	3/5 損金	契約日から保険期間の当初 4 割に相当する期間まで	保険期間の 3/4 相当期間の経過後から保険期間満了まで
70%超 85%以下	2/5 損金		
85%超	・ 契約日から 10 年目まで 100%－(最高解約返戻率× 0.9) ・ 契約日から 10 年経過後 100%－(最高解約返戻率× 0.7)	①から③のいずれかの期間 ①：契約日から最高解約返戻率となる最も遅い期間まで ②：①の期間経過後において 「解約返戻金の増加分÷年換算保険料相当額*2」が 7 割超となる期間がある場合は、契約日からその最も遅い期間まで ③：①または②の期間が 5 年未満の場合は、5 年間 (保険期間が 10 年未満の場合は、保険期間の 1/2 の期間)	解約返戻金額が最高となる最も遅い期間（左記③に該当する場合は③の期間）の経過後から保険期間満了まで

*1 最高解約返戻率が 50%超 70%以下かつ、エヌエヌ生命（以下、「当社」）および当社以外の契約を含め 1 被保険者あたりの年換算保険料相当額が 30 万円以下となる契約については、全額損金算入となります。

*2 年換算保険料相当額とは、支払保険料の総額を保険期間の年数で割った金額となります。

※ 「最高解約返戻率となる期間」、「7 割超となる期間」および「解約返戻金額が最高となる期間」が複数ある場合には、いずれもその最も遅い期間がそれぞれの期間となります。

※ 保険期間が終身の第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が 116 歳に達する日までを計算上の保険期間とみなします。

※ 法人税基本通達 9-3-5、9-3-5 の 2 に該当する当社の変額保険の場合は、特別勘定の運用実績が 3.0%で、保険期間を通じて一定に推移したものと仮定して算出した最高解約返戻率を用いて、経理処理の計算を行います。（資料作成日時時点の内容であり、将来変更となる可能性があります。）

<参考>解約返戻率の定義

- ・ 保険期間中の各期間における解約返戻金額は、保険設計書などに記載される、個々の契約内容に応じて設定される金額となります。また、解約返戻率は、解約返戻金額を受取ることとなるまでの間に支払う保険料の累計額で除した割合をいいます。

* 解約返戻率に端数が生じた場合、原則として端数の切捨てなどは行わないこととしていますが、保険設計書に小数点第 2 位以下の端数を切捨てて計算した解約返戻率が記載されている場合には、その解約返戻率を用いて最高解約返戻率の区分を判定することができます。

$$\text{解約返戻率} = \frac{\text{契約者に示された解約返戻金額}}{\text{解約返戻金を受取ることとなるまでの間に支払うこととなる保険料累計額}}$$

<参考>特約などの保険料の取扱い

- ・ 保険給付のない特約に係る保険料や特別保険料は、主契約に係る保険料に含めて取扱います。
- ・ 保険給付のある特約に係る保険料は、主契約に係る保険料とは区分して取り扱います。

分類	特約・特則などの名称	保険料取扱
保険料のない特約	・リビング・ニーズ特約 ・指定代理請求特約 など	保険料が発生しないため、経理処理はありません。
保険料があり、保険給付のない特約	・特定疾病保険料払込免除特則 ・新特別条件特約（割増保険料） など	主契約の保険料に含めて取扱います。 当該特約保険料を含めて計算される解約返戻金額により、主契約の解約返戻率の計算および経理処理を行います。
保険料があり、保険給付のある特約	・定期保険特約 など	主契約の保険料とは区分して取扱います。 特約の内容に応じて、9-3-4、9-3-5 または 9-3-5 の 2 の例により解約返戻率の計算および経理処理を行います。（法人税基本通達 9-3-6 の 2 参照）

税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

<参考>資産計上期間の終了または取崩期間の開始が事業年度の中途となる場合の取扱い

■資産計上期間が終了する年度の資産計上額

- ・ 当期分支払保険料の額に、当該事業年度の月数を分母とし、資産計上期間となる月数*を分子とする割合を乗じた金額により計算します。

* 資産計上期間に 1 ヶ月未満の端数がある場合には、その端数を切捨てます。

$$\text{資産計上額} = \text{当期分支払保険料} \times \frac{\text{当該事業年度に含まれる資産計上期間の月数}}{\text{当該事業年度の月数}} \times \text{資産計上割合}$$

■取崩期間が開始する年度の損金算入額

- ・ 当期分支払保険料の額を損金算入するとともに、資産計上した金額の累計額を、取崩期間*の経過に応じて均等に取崩した金額のうち、当該事業年度に対応する金額を損金算入します。

* 取崩期間に 1 ヶ月未満の端数がある場合には、その端数を切上げます。

$$\text{損金算入額} = \text{当期分支払保険料} + (\text{資産計上金額の累計額} \times \frac{\text{当該事業年度に含まれる取崩期間の月数}}{\text{取崩期間の月数}})$$

2) 定期保険および第三分野保険の契約形態別の取扱い（全額損金算入となる場合）

(関係法令通達等：法人税基本通達 9-3-5)

ご契約形態			経理処理方法		
ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険料取扱	死亡保険金	解約返戻金
法 人	役員・従業員	法 人	全額損金算入	益金算入	益金算入
		役員・従業員の遺族	福利厚生費として損金算入*	処理なし（個人課税あり）	益金算入

* 役員のみ、または特定の従業員のみを被保険者とする場合には、給与として損金算入（個人課税あり）

3) 定期保険および第三分野保険の契約形態別の取扱い（資産計上額がある場合）

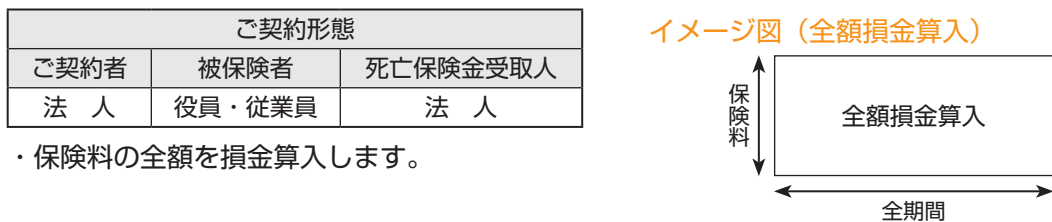
(関係法令通達等：法人税基本通達 9-3-5 の 2)

ご契約形態			経理処理方法				
ご契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険料取扱			死亡保険金	解約返戻金
			資産計上期間	全額損金 算入期間*1	取崩期間		
法 人	役員・従業員	法 人	一定割合を損金算入 一定割合を資産計上	全額損金算入	保険料全額と資産 計上額を期間按分 して損金算入	受取金額と資産計上額の 差額を益金算入または 損金算入	
		役員・従業員の 遺族	一定割合を福利厚生費 として損金算入 一定割合を資産計上*2	福利厚生費として 全額損金算入	保険料全額と資産 計上額を期間按分 して福利厚生費と して損金算入		

*1 最高解約返戻率が 85%超かつ、資産計上期間が 5 年未満となる場合には、全額損金算入期間はありません。

*2 役員のみ、または特定の従業員のみを被保険者とする場合には、支払保険料の全額を給与として損金算入（個人課税あり）

4) 定期保険および第三分野保険【最高解約返戻率 50% 以下】（関係法令通達等：法人税基本通達 9-3-5）



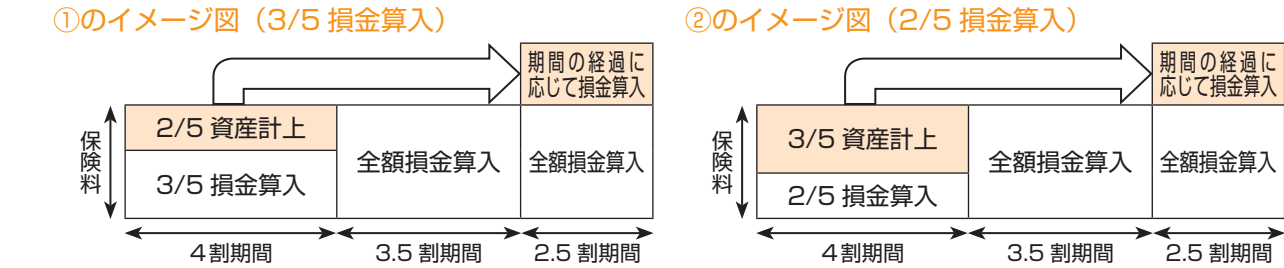
税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

5) 定期保険および第三分野保険【最高解約返戻率 50%超 70%以下*1、最高解約返戻率 70%超 85%以下】
（関係法令通達等：法人税基本通達 9－3－5 の 2）

ご契約形態		
ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人
法 人	役員・従業員	法 人

保険料取扱			
最高解約返戻率	資産計上期間*2	全額損金算入期間	取崩期間*3
	保険期間の当初4割に相当する期間	当初4割相当期間の経過後～ 保険期間の 3/4 に相当する期間まで	保険期間の残り 1/4 に相当する期間
① 50%超70%以下	3/5 損金算入、2/5 資産計上	全額損金算入	保険料全額と当初4割相当期間の 資産計上額を期間按分して損金算入
② 70%超85%以下	2/5 損金算入、3/5 資産計上		

*1 最高解約返戻率が 50%超 70%以下かつ、当社および当社以外の契約を含め 1 被保険者あたりの年換算保険料相当額が 30 万円以下となる契約については、全額損金算入となります。
*2 資産計上期間は月単位で計算します。1 ヶ月未満の端数がある場合は、その端数を切捨てて計算します。
*3 取崩期間は月単位で計算します。1 ヶ月未満の端数がある場合は、その端数を切上げて計算します。



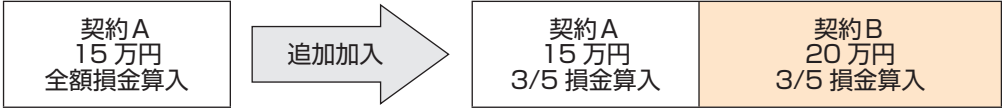
<参考> 最高解約返戻率 50%超 70%以下における全額損金（年換算保険料相当額 30 万円以下）の取扱い

■通算対象となる契約（当社以外の契約を含む）

- ・ 保険期間が 3 年以上の定期保険または第三分野保険かつ最高解約返戻率が 50%超 70%以下となる契約
※「解約返戻金のない」契約や、最高解約返戻率が「50%以下」または「70%超」となる契約は通算対象外となります。
※通達適用日より前（2019 年 7 月 7 日以前）の契約や、別法人が契約者となっている契約は通算対象外となります。

■追加加入によって年換算保険料相当額が「30 万円超」となった場合

- ・ 追加加入以後の期間*におけるその被保険者の保険料については、既契約を含めて 3/5 損金算入の取扱いとなります。
(例) 既契約 A：15 万円 追加加入契約 B：20 万円



■解約などによって年換算保険料相当額が「30 万円以下」となった場合

- ・ 解約など以後の期間*におけるその被保険者の保険料については、全額損金算入の取扱いとなります。
(例) 既契約 A：35 万円 一部解約後契約 A：15 万円



* 経理処理の変更時期は追加加入以後の期間（月単位）となります。ただし、追加加入または解約などをした日を含む事業年度に係る当期分支払保険料の全額について経理処理の変更を適用しても問題ありません。

税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

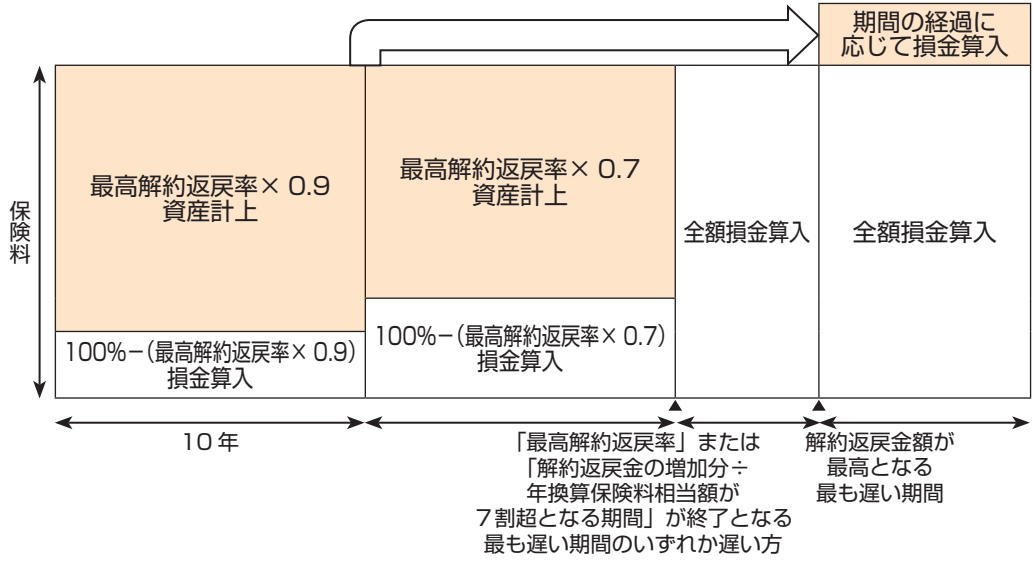
6) 定期保険および第三分野保険【最高解約返戻率 85%超】（関係法令通達等：法人税基本通達 9－3－5 の 2）

ご契約形態		
ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人
法 人	役員・従業員	法 人

保険料取扱			
資産計上期間*1		全額損金算入期間*2	取崩期間
契約日から 10 年目まで		資産計上期間*1 の経過後～ 解約返戻金額が最高となる 最も遅い期間まで	解約返戻金額が最高となる 最も遅い期間の経過後～ 保険期間満了まで
100%－（最高解約返戻率×0.9） 損金算入 （最高解約返戻率×0.9） 資産計上		100%－（最高解約返戻率×0.7） 損金算入 （最高解約返戻率×0.7） 資産計上	全額損金算入

- *1 ①から③のいずれかの期間
①：契約日から最高解約返戻率となる最も遅い期間まで
②：①の期間経過後において、「解約返戻金の増加分÷年換算保険料相当額」が 7 割超となる期間がある場合は、契約日からその最も遅い期間まで
③：①または②の期間が 5 年未満の場合は、5 年間（保険期間が 10 年未満の場合は、保険期間の 1/2 の期間）
*2 資産計上期間が 5 年未満となる場合には、全額損金算入期間はありません。
※ 「最高解約返戻率となる期間」、「7 割超となる期間」および「解約返戻金額が最高となる期間」が複数ある場合には、いずれもその最も遅い期間がそれぞれの期間となります。
※ 資産計上期間および取崩期間は月単位で計算します。

イメージ図



※資産計上期間が5年未満となる場合は P5 をご確認ください。

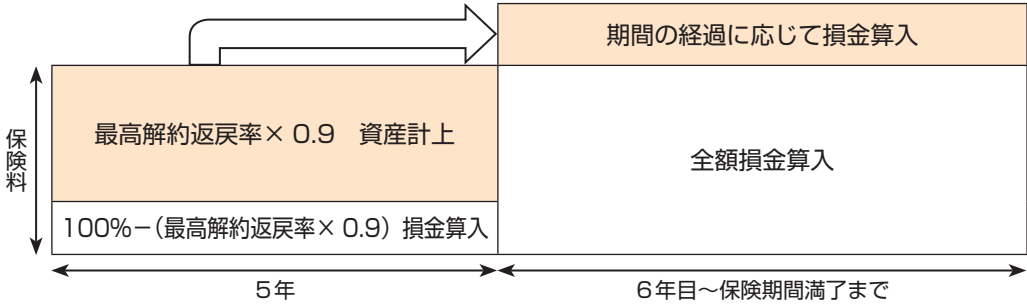
税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

<参考>資産計上期間が5年未満となる場合〔最高解約返戻率 85%超〕

ご契約形態		
ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人
法 人	役員・従業員	法 人

保険料取扱	
資産計上期間	取崩期間
契約日から5年目まで	5年経過後～保険期間満了まで
100%－（最高解約返戻率×0.9） 損金算入 （最高解約返戻率×0.9） 資産計上	保険料全額と資産計上額を 期間按分して損金算入

イメージ図

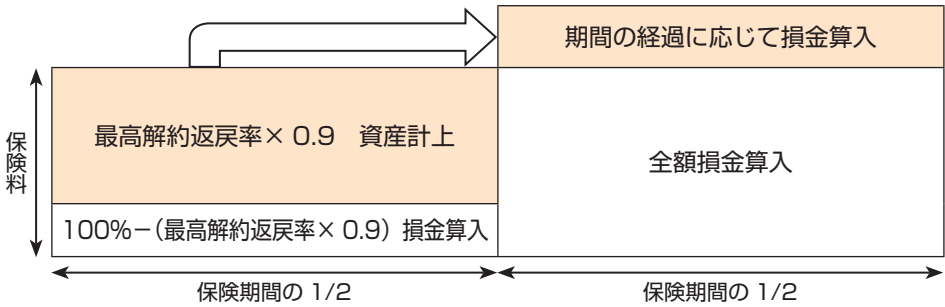


<参考>資産計上期間が5年未満かつ、保険期間が10年未満となる場合〔最高解約返戻率 85%超〕

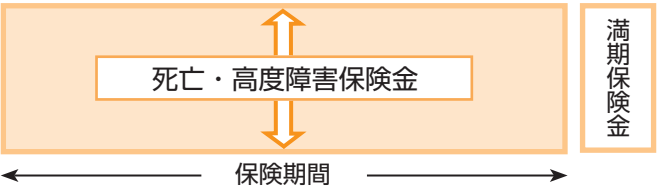
ご契約形態		
ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人
法 人	役員・従業員	法 人

保険料取扱	
資産計上期間	取崩期間
保険期間の当初 1/2 に相当する期間まで	保険期間の残り 1/2 に相当する期間
100%－（最高解約返戻率×0.9） 損金算入 （最高解約返戻率×0.9） 資産計上	保険料全額と資産計上額を 期間按分して損金算入

イメージ図



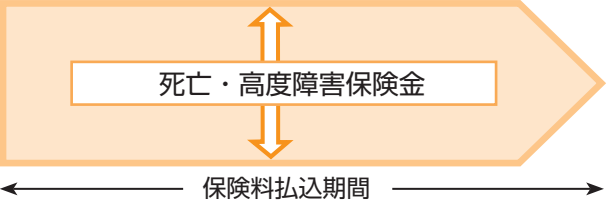
7) 養老保険（関係法令通達等：法人税基本通達 9－3－4）



ご契約形態				経理処理方法			
ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人	保険料取扱	死亡保険金	満期保険金	解約返戻金
法 人	役員・従業員	法 人	法 人	資産計上			
		役員・従業員の遺族	法 人	1/2 福利厚生費として損金算入 1/2 資産計上*	資産計上額を 損金算入 (個人課税あり)	受取金額と資産計上額の差額を 益金算入または損金算入	

*役員のみ、または特定の従業員のみを被保険者とする場合には、1/2 給与として損金算入（個人課税あり）、1/2 資産計上

8) 終身保険



ご契約形態			経理処理方法		
ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険料取扱	死亡保険金	解約返戻金
法 人	役員・従業員	法 人	資産計上	受取金額と資産計上額の差額 を益金算入または損金算入	
		役員・従業員の遺族	給与として損金算入 (個人課税あり)	処理なし (個人課税あり)	益金算入

2 法人契約における保険料支払時の経理処理

1) 定期保険および第三分野保険【最高解約返戻率 50%以下】（関係法令通達等：法人税基本通達 9－3－5）

【例】 保険料 100 万円 保険期間・保険料払込期間 10 年間

ご契約 形態	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人
	法 人	役員・従業員	法 人

借 方	貸 方
定期保険料 （費用の発生）	現金・預金 （資産の減少）
100 万円	100 万円

- ・ 保険料の全額を損金算入します。

※解約返戻金のない定期保険および第三分野保険も上記の経理処理に該当します。

2) 定期保険および第三分野保険【最高解約返戻率 50%超 70%以下】

（関係法令通達等：法人税基本通達 9－3－5 の 2）

【例】 保険料 100 万円 保険期間・保険料払込期間 40 年間

ご契約 形態	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人
	法 人	役員・従業員	法 人

■保険期間の当初 4 割に相当する期間（1 年目～16 年目）

借 方	貸 方
定期保険料 （費用の発生）	現金・預金 （資産の減少）
前払保険料 （資産の増加）	
60 万円 40 万円	100 万円

- ・ 保険料 100 万円の 3/5（60 万円）を損金算入し、2/5（40 万円）を前払保険料として資産計上します。

※資産計上期間は月単位で計算します。1 ヶ月未満の端数がある場合は、その端数を切捨てて計算します。

■保険期間の当初 4 割相当期間の経過後～保険期間の 3/4 に相当するまでの期間（17 年目～30 年目）

借 方	貸 方
定期保険料 （費用の発生）	現金・預金 （資産の減少）
100 万円	100 万円

- ・ 保険料の全額を損金算入します。

■保険期間の残り 1/4 に相当する期間（31 年目～40 年目）

借 方	貸 方
定期保険料 （費用の発生）	現金・預金 （資産の減少）
164 万円	100 万円
	前払保険料 （資産の減少）
	64 万円

- ・ 保険料を全額損金算入するとともに、保険期間の当初 4 割相当期間で資産に計上した前払保険料を、残りの期間で均等に按分して取崩します。

当初 4 割相当期間（16 年）での資産計上額：40 万円×16 年＝640 万円

残り 1/4 に相当する期間（10 年）での取崩し額：640 万円÷10 年＝64 万円

保険料＋取崩し額＝100 万円＋64 万円＝164 万円

※取崩期間は月単位で計算します。1 ヶ月未満の端数がある場合は、その端数を切上げて計算します。

※定期保険料の円未満に端数がある場合は最終年度に計上します。企業の決算月に合わせて、月単位で按分します。

3) 定期保険および第三分野保険【最高解約返戻率 70%超 85%以下】
(関係法令通達等：法人税基本通達 9－3－5 の 2)

【例】 保険料 100 万円 保険期間・保険料払込期間 40 年間

ご契約 形態	ご契約者 法 人	被保険者 役員・従業員	死亡保険金受取人 法 人
-----------	-------------	----------------	-----------------

■保険期間の当初 4 割に相当する期間（1 年目～ 16 年目）

借 方	貸 方
定期保険料 (費用の発生)	現金・預金 (資産の減少)
前払保険料 (資産の増加)	
40 万円	100 万円
60 万円	

・保険料 100 万円の 2/5（40 万円）を損金算入し、3/5（60 万円）を前払保険料として資産計上します。

※資産計上期間は月単位で計算します。1 ヶ月未満の端数がある場合は、その端数を切捨てて計算します。

■保険期間の当初 4 割相当期間の経過後～保険期間の 3/4 に相当するまでの期間（17 年目～ 30 年目）

借 方	貸 方
定期保険料 (費用の発生)	現金・預金 (資産の減少)
100 万円	100 万円

・保険料の全額を損金算入します。

■保険期間の残り 1/4 に相当する期間（31 年目～ 40 年目）

借 方	貸 方
定期保険料 (費用の発生)	現金・預金 (資産の減少)
196 万円	100 万円
	前払保険料 (資産の減少)
	96 万円

・保険料を全額損金算入するとともに、保険期間の当初 4 割相当期間で資産に計上した前払保険料を、残りの期間で均等に按分して取崩します。

当初 4 割相当期間（16 年）での資産計上額：60 万円× 16 年＝ 960 万円

残り 1/4 に相当する期間（10 年）での取崩し額：960 万円÷ 10 年＝ 96 万円

保険料＋取崩し額＝ 100 万円＋ 96 万円＝ 196 万円

※取崩期間は月単位で計算します。1 ヶ月未満の端数がある場合は、その端数を切上げて計算します。

※定期保険料の円未満に端数がある場合は最終年度に計上します。企業の決算月に合わせて、月単位で按分します。

4) 定期保険および第三分野保険【最高解約返戻率 85%超】
(関係法令通達等：法人税基本通達 9－3－5 の 2)

【例】 保険料 100 万円 保険期間・保険料払込期間 40 年間 最高解約返戻率 90%
最高解約返戻率となる最も遅い期間 12 年目
解約返戻金額が最高となる最も遅い期間 15 年目
※最高解約返戻率となる期間の経過後において、「解約返戻金の増加分÷年換算保険料相当額」が 7 割超となる期間がない場合

ご契約 形態	ご契約者 法 人	被保険者 役員・従業員	死亡保険金受取人 法 人
-----------	-------------	----------------	-----------------

■保険期間の当初 10 年間（1 年目～ 10 年目）

借 方	貸 方
定期保険料 (費用の発生)	現金・預金 (資産の減少)
前払保険料 (資産の増加)	
19 万円	100 万円
81 万円	

・保険料 100 万円の「100%－（90%× 0.9）」（19 万円）を損金算入し、「90%× 0.9」（81 万円）を前払保険料として資産計上します。

※資産計上額は、当期分支払保険料の額を上限とします。

■ 10 年経過後～最高解約返戻率となる最も遅い期間までに相当する期間（11 年目～ 12 年目）

借 方	貸 方
定期保険料 (費用の発生)	現金・預金 (資産の減少)
前払保険料 (資産の増加)	
37 万円	100 万円
63 万円	

・保険料 100 万円の「100%－（90%× 0.7）」（37 万円）を損金算入し、「90%× 0.7」（63 万円）を前払保険料として資産計上します。

■最高解約返戻率となる最も遅い期間の経過後～解約返戻金額が最高となる最も遅い期間までに相当する期間（13 年目～ 15 年目）

借 方	貸 方
定期保険料 (費用の発生)	現金・預金 (資産の減少)
100 万円	100 万円

・保険料の全額を損金算入します。

■解約返戻金額が最高となる最も遅い期間の経過後～保険期間満了までに相当する期間（16 年目～ 40 年目）

借 方	貸 方
定期保険料 (費用の発生)	現金・預金 (資産の減少)
137.44 万円	100 万円
	前払保険料 (資産の減少)
	37.44 万円

・保険料を全額損金算入するとともに、最高解約返戻率となる最も遅い期間までに資産に計上した前払保険料を、残りの期間で均等に按分して取崩します。

当初 10 年間での資産計上額：81 万円× 10 年＝ 810 万円

10 年経過後～最高解約返戻率となる最も遅い期間まで（2 年）での資産計上額：63 万円× 2 年＝ 126 万円

資産計上額合計：810 万円＋ 126 万円＝ 936 万円

取崩期間（25 年）での取崩し額：936 万円÷ 25 年＝ 37.44 万円

保険料＋取崩し額＝ 100 万円＋ 37.44 万円＝ 137.44 万円

※資産計上期間および取崩期間は月単位で計算します。

※定期保険料の円未満に端数がある場合は最終年度に計上します。企業の決算月に合わせて、月単位で按分します。

＜参考＞資産計上期間が５年未満となる場合〔最高解約返戻率 85％超〕

【例】保険料 100 万円 保険期間・保険料払込期間 15 年間 最高解約返戻率 90％
最高解約返戻率となる最も遅い期間 3 年目
※最高解約返戻率となる期間の経過後において、「解約返戻金の増加分÷年換算保険料相当額」が 7 割超となる期間がない場合

ご契約 形態	ご契約者 法 人	被保険者 役員・従業員	死亡保険金受取人 法 人
-----------	-------------	----------------	-----------------

■保険期間の当初 5 年間（１年目～ 5 年目）

借 方		貸 方	
定期保険料 （費用の発生）	19 万円	現金・預金 （資産の減少）	100 万円
前払保険料 （資産の増加）	81 万円		

・保険料 100 万円の「100％－（90％×0.9）」（19 万円）を損金算入し、「90％×0.9」（81 万円）を前払保険料として資産計上します。
※資産計上額は、当期分支払保険料の額を上限とします。

■ 5 年経過後～保険期間満了までに相当する期間（６年目～ 15 年目）

借 方		貸 方	
定期保険料 （費用の発生）	140.5 万円	現金・預金 （資産の減少）	100 万円
		前払保険料 （資産の減少）	40.5 万円

・保険料を全額損金算入するとともに、保険期間の当初 5 年間に資産に計上した前払保険料を、残りの期間で均等に按分して取崩します。
当初 5 年間での資産計上額：81 万円× 5 年＝ 405 万円
取崩期間（10 年）での取崩し額：405 万円÷ 10 年＝ 40.5 万円
保険料＋取崩し額＝ 100 万円＋ 40.5 万円＝ 140.5 万円
※定期保険料の円未満に端数がある場合は最終年度に計上します。企業の決算月に合わせて、月単位で按分します。

＜参考＞資産計上期間が５年未満かつ、保険期間が 10 年未満となる場合〔最高解約返戻率 85％超〕

【例】保険料 100 万円 保険期間・保険料払込期間 8 年間 最高解約返戻率 90％
最高解約返戻率となる最も遅い期間 3 年目
※最高解約返戻率となる期間の経過後において、「解約返戻金の増加分÷年換算保険料相当額」が 7 割超となる期間がない場合

ご契約 形態	ご契約者 法 人	被保険者 役員・従業員	死亡保険金受取人 法 人
-----------	-------------	----------------	-----------------

■保険期間の当初 1/2 に相当する期間（１年目～ 4 年目）

借 方		貸 方	
定期保険料 （費用の発生）	19 万円	現金・預金 （資産の減少）	100 万円
前払保険料 （資産の増加）	81 万円		

・保険料 100 万円の「100％－（90％×0.9）」（19 万円）を損金算入し、「90％×0.9」（81 万円）を前払保険料として資産計上します。
※資産計上額は、当期分支払保険料の額を上限とします。

■保険期間の残り 1/2 に相当する期間（５年目～ 8 年目）

借 方		貸 方	
定期保険料 （費用の発生）	181 万円	現金・預金 （資産の減少）	100 万円
		前払保険料 （資産の減少）	81 万円

・保険料を全額損金算入するとともに、保険期間の当初 1/2 の期間に資産に計上した前払保険料を、残りの期間で均等に按分して取崩します。
当初 1/2 に相当する期間（４年）での資産計上額：81 万円× 4 年＝ 324 万円
残り 1/2 に相当する期間（４年）での取崩し額：324 万円÷ 4 年＝ 81 万円
保険料＋取崩し額＝ 100 万円＋ 81 万円＝ 181 万円
※資産計上期間および取崩期間は月単位で計算します。
※定期保険料の円未満に端数がある場合は最終年度に計上します。企業の決算月に合わせて、月単位で按分します。

5) 定期保険および第三分野保険【保険料払込期間＜保険期間】

(関係法令通達等：法人税基本通達 9－3－5、9－3－5 の 2)

【例】 保険料 240 万円 保険期間 40 年間 保険料払込期間 10 年間
最高解約返戻率 50% 超 70% 以下

ご契約 形態	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人
	法 人	役員・従業員	法 人

■保険期間の当初 4 割に相当する期間（1 年目～ 16 年目）

(1) 1 年目～ 10 年目の経理処理

借 方		貸 方	
定期保険料 (費用の発生)	36 万円	現金・預金 (資産の減少)	240 万円
前払保険料 (資産の増加)	24 万円		
長期前払費用 (資産の増加)	180 万円		

- ・保険料 240 万円のうち、当期分保険料 (60 万円) * の 3/5 (36 万円) を損金算入し、残り (24 万円) を前払保険料として資産計上します。

* $240 \text{ 万円} \times 10 \text{ 年} \times \frac{1}{40 \text{ 年} \times 12 \text{ ヶ月}} = 5 \text{ 万円}$ $5 \text{ 万円} \times 12 \text{ ヶ月} = 60 \text{ 万円}$

- ・将来の保険期間にかかる保険料 (180 万円) を長期前払費用として資産計上します。

(2) 11 年目～ 16 年目の経理処理

借 方		貸 方	
定期保険料 (費用の発生)	36 万円	長期前払費用 (資産の減少)	60 万円
前払保険料 (資産の増加)	24 万円		

- ・当期分保険料 (60 万円) の 3/5 (36 万円) を損金算入し、残り (24 万円) を前払保険料として資産計上します。
- ・当初 10 年間で資産計上した長期前払費用のうち、当期分保険料 (60 万円) の部分を取崩します。

※資産計上期間は月単位で計算します。1 ヶ月未満の端数がある場合は、その端数を切捨てて計算します。

■保険期間の当初 4 割相当期間の経過後～保険期間の 3/4 に相当するまでの期間 (17 年目～ 30 年目)

借 方		貸 方	
定期保険料 (費用の発生)	60 万円	長期前払費用 (資産の減少)	60 万円

- ・当期分保険料 (60 万円) の全額を損金算入し、その部分の長期前払費用を取崩します。

■保険期間の残り 1/4 に相当する期間 (31 年目～ 40 年目)

借 方		貸 方	
定期保険料 (費用の発生)	98.4 万円	長期前払費用 (資産の減少)	60 万円
		前払保険料 (資産の減少)	38.4 万円

- ・当期分保険料 (60 万円) の全額を損金算入し、その部分の長期前払費用を取崩します。
- ・保険期間の当初 4 割相当期間で資産に計上した前払保険料を、残りの期間で均等に按分して取崩します。

当初 4 割相当期間 (16 年) での資産計上額：24 万円× 16 年＝ 384 万円

残り 1/4 に相当する期間 (10 年) での取崩し額：384 万円÷ 10 年＝ 38.4 万円

当期分保険料＋前払保険料の取崩し額：60 万円＋ 38.4 万円＝ 98.4 万円

※取崩期間は月単位で計算します。1 ヶ月未満の端数がある場合は、その端数を切上げて計算します。

※定期保険料の円未満に端数がある場合は最終年度に計上します。企業の決算月に合わせて、月単位で按分します。

税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

6) 第三分野保険【保険期間・保険料払込期間＝終身】

(関係法令通達等：法人税基本通達 9－3－5、9－3－5 の 2)

【例】 保険料 100 万円 契約年齢 56 歳 保険期間・保険料払込期間 終身
最高解約返戻率 50% 超 70% 以下

ご契約 形態	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人
	法 人	役員・従業員	法 人

■保険期間の当初 4 割に相当する期間（1 年目～ 24 年目）

借 方		貸 方	
定期保険料 (費用の発生)	60 万円	現金・預金 (資産の減少)	100 万円
前払保険料 (資産の増加)	40 万円		

- ・116 歳を保険期間の満了年齢とみなして計算します。（保険期間：116 歳－ 56 歳＝ 60 年間）
- ・保険料 100 万円の 3/5 (60 万円) を損金算入し、2/5 (40 万円) を前払保険料として資産計上します。

※資産計上期間は月単位で計算します。1 ヶ月未満の端数がある場合は、その端数を切捨てて計算します。

■保険期間の当初 4 割相当期間の経過後～保険期間の 3/4 に相当するまでの期間 (25 年目～ 45 年目)

借 方		貸 方	
定期保険料 (費用の発生)	100 万円	現金・預金 (資産の減少)	100 万円

- ・保険料の全額を損金算入します。

■保険期間の残り 1/4 に相当する期間 (46 年目～ 60 年目)

借 方		貸 方	
定期保険料 (費用の発生)	164 万円	現金・預金 (資産の減少)	100 万円
		前払保険料 (資産の減少)	64 万円

- ・保険料を全額損金算入するとともに、保険期間の当初 4 割相当期間で資産に計上した前払保険料を、残りの期間で均等に按分して取崩します。

当初 4 割期間 (24 年) での資産計上額：40 万円× 24 年＝ 960 万円

残り 1/4 に相当する期間 (15 年) での取崩し額：960 万円÷ 15 年＝ 64 万円

保険料＋取崩し額＝ 100 万円＋ 64 万円＝ 164 万円

※取崩期間は月単位で計算します。1 ヶ月未満の端数がある場合は、その端数を切上げて計算します。

※定期保険料の円未満に端数がある場合は最終年度に計上します。企業の決算月に合わせて、月単位で按分します。

税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

7) 養老保険（福利厚生プラン）（関係法令通達等：法人税基本通達 9－3－4）

【例】 養老保険：保険料 100 万円 契約年齢 30 歳
保険期間・保険料払込期間 60 歳まで（30 年間）

ご契約 形態	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
	法 人	従業員（全員加入）	被保険者の遺族	法 人
借 方		貸 方		
保険料積立金 （資産の増加）		50 万円	現金・預金 （資産の減少）	100 万円
福利厚生費 （費用の発生）		50 万円		

- ・養老保険の保険料 100 万円の 1/2（50 万円）を福利厚生費として損金算入します。残り 1/2（50 万円）は保険料積立金として資産計上します。
- ・死亡保険金受取人・満期保険金受取人がともに法人の場合は、保険料全額が資産計上となります。

8) 終身保険

【例】 終身保険：保険料 100 万円 契約年齢 50 歳
保険期間 終身 保険料払込期間 20 年間

ご契約 形態	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人
	法 人	役員・従業員	法 人
借 方		貸 方	
保険料積立金 （資産の増加）		100 万円	現金・預金 （資産の減少）

- ・終身保険は、上記ご契約形態の場合、保険料払込期間にかかわらず保険料全額が資産計上となります。

9) 給与課税の場合の経理処理

【例】 保険料 100 万円

ご契約 形態	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人
	法 人	特定の役員・従業員	被保険者の遺族
借 方		貸 方	
給与 （費用の発生）		100 万円	現金・預金 （資産の減少）

- ・法人は給与として保険料全額を損金算入します。被保険者である個人に対しては、所得税が課せられます。
- ・役員の場合、定期同額給与となり、他の給与と合算して適正額であれば損金算入できます。

3 法人契約における保険金・解約返戻金など受取時の経理処理

これまで支払った保険料が資産に計上されている場合とされていない場合で取扱いが異なります。

1) 死亡保険金

●受取人が法人の場合

資産計上されていない場合

【例】 法人が死亡保険金 5,000 万円を受取った場合。

借 方		貸 方	
現金・預金 （資産の増加）	5,000 万円	雑収入 （収益の発生）	5,000 万円

- ・受取った死亡保険金を雑収入として益金算入します。

【例】 その後受取った死亡保険金により、遺族に死亡退職金 4,800 万円、弔慰金 200 万円を支払った場合。

借 方		貸 方	
死亡退職金 （費用の発生）	4,800 万円	現金・預金 （資産の減少）	5,000 万円
弔慰金 （費用の発生）	200 万円		

- ・退職金や弔慰金として支払った場合は、社会通念上妥当な金額であれば、損金算入できます。

資産計上されている場合

【例】 法人が死亡保険金 5,000 万円を受取った場合。それまでの前払保険料（資産計上額）2,000 万円。

借 方		貸 方	
現金・預金 （資産の増加）	5,000 万円	前払保険料 （資産の減少）	2,000 万円
		雑収入 （収益の発生）	3,000 万円

- ・資産計上されている前払保険料などを取崩し、受取った死亡保険金との差額を雑収入または、雑損失とします。その後、退職金や弔慰金として遺族に支払った場合は、社会通念上妥当な金額であれば、損金算入できます。

●受取人が役員・従業員の遺族の場合

資産計上されていない場合

保険料支払時に給与または福利厚生費などとして保険料全額を損金算入しているため、被保険者死亡時に法人が特に経理処理する必要はありません。

資産計上されている場合

【例】 遺族が死亡保険金 5,000 万円を受取った場合。それまでの前払保険料（資産計上額）2,000 万円。

借 方		貸 方	
雑損失 （費用の発生）	2,000 万円	前払保険料 （資産の減少）	2,000 万円

- ・資産計上されている前払保険料を取崩し、雑損失とします。

2) 高度障害保険金

高度障害保険金は個人契約の場合、非課税扱いになりますが、契約者・死亡保険金受取人＝法人の場合、法人が受取る高度障害保険金は以下のとおりとなります。

●受取人が法人の場合

資産計上されていない場合

【例】 法人が高度障害保険金 5,000 万円を受取った場合。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	5,000 万円	雑収入 (収益の発生)	5,000 万円

- ・受取った高度障害保険金を雑収入として益金算入します。退職金や見舞金として支払った場合は、社会通念上妥当な金額であれば、損金算入できます。

資産計上されている場合

【例】 法人が高度障害保険金 5,000 万円を受取った場合。それまでの前払保険料（資産計上額） 2,000 万円。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	5,000 万円	前払保険料 (資産の減少)	2,000 万円
		雑収入 (収益の発生)	3,000 万円

- ・資産計上されている前払保険料などを取崩し、受取った高度障害保険金との差額を雑収入または雑損失とします。退職金や見舞金として支払った場合は、社会通念上妥当な金額であれば、損金算入できます。

●受取人が役員・従業員の場合（役員・従業員に直接支払われた場合）

資産計上されていない場合

保険料支払時に給与または福利厚生費などとして保険料全額を損金算入しているため、法人が特に経理処理する必要はありません。

資産計上されている場合

【例】 役員・従業員が高度障害保険金 5,000 万円を受取った場合。
それまでの前払保険料（資産計上額） 2,000 万円。

借 方		貸 方	
雑損失 (費用の発生)	2,000 万円	前払保険料 (資産の減少)	2,000 万円

- ・資産計上されている前払保険料を取崩し、雑損失とします。

3) 収入保障年金

●受取人が法人の場合（下記はいずれも資産計上されていない場合）

年金受取りの場合

【例】 法人が毎年年金を 100 万円ずつ 10 年間にわたり受取った場合。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	100 万円	雑収入 (収益の発生)	100 万円

- ・年金受取りのつど、雑収入として益金算入します（10 年間毎年）。

年金を一括受取りした場合

【例】 法人が年金現価 900 万円を一括して受取った場合。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	900 万円	雑収入 (収益の発生)	900 万円

- ・受取った年金現価全額を雑収入として益金算入します。

年金の一部を一括受取りした場合

【例】 法人が毎年年金を 100 万円ずつ受取り（年金支払期間は 10 年間）、5 年経過後、未払年金現価の一部である 180 万円を一括で受取り、6 年目以降は年金額を 60 万円に減額した場合。

■ 1 年目から 5 年目（年金額 100 万円）

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	100 万円	雑収入 (収益の発生)	100 万円

■ 未払年金現価の一部である 180 万円を一括で受取った場合
6 年目から 10 年目まで受取る予定だった年金額 100 万円の未払年金現価は 450 万円

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	180 万円	雑収入 (収益の発生)	450 万円
未収金 (資産の増加)	270 万円		

- ・年金の一部（180 万円）を一括で受取った時点で 450 万円を雑収入として益金算入します。このうち 270 万円（450 万円－ 180 万円）は未収金として資産計上します。
- ・年金支払開始時または年金支払開始後に年金の一部を一括受取りした場合には、利益操作を抑制する観点から、その時点での未払年金現価を全額益金算入します。

■ 6 年目から 10 年目（年金額 60 万円）

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	60 万円	未収金 (資産の減少)	54 万円
		雑収入 (収益の発生)	6 万円

- ・資産計上した未収金を残りの期間で均等に按分して取崩します。
270 万円÷ 5 年間＝ 54 万円
- ・以後、年金の受取りのつど、6 万円（＝ 60 万円－ 54 万円）を益金算入します。

4) 満期保険金

●受取人が法人の場合

【例】 養老保険の福利厚生プランにおいて、法人が満期保険金 500 万円を受取った場合。それまでの保険料積立金（資産計上額） 250 万円。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	500 万円	保険料積立金 (資産の減少)	250 万円
		雑収入 (収益の発生)	250 万円

- ・ 保険料積立金を取崩し、満期保険金との差額を雑収入として益金算入します。

5) 入院給付金

●受取人が法人の場合

【例】 法人が入院給付金 10 万円を受取った場合。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	10 万円	雑収入 (収益の発生)	10 万円

- ・ 受取った給付金を雑収入として益金算入します。

【例】 受取った入院給付金 10 万円を、被保険者に支払った場合。

借 方		貸 方	
見舞金 (費用の発生)	10 万円	現金・預金 (資産の減少)	10 万円

- ・ 見舞金として支払った場合は、社会通念上妥当な金額であれば、損金算入できます。それを超過する部分は賞与として取扱います。

6) 就業不能給付金

●受取人が法人の場合

【例】 法人が就業不能給付金 30 万円を受取った場合。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	30 万円	雑収入 (収益の発生)	30 万円

- ・ 受取った給付金を雑収入として益金算入します。

【例】 受取った就業不能給付金 30 万円を、被保険者に支払った場合。

借 方		貸 方	
見舞金 (費用の発生)	30 万円	現金・預金 (資産の減少)	30 万円

- ・ 見舞金として支払った場合は、社会通念上妥当な金額であれば、損金算入できます。それを超過する部分は賞与として取扱います。

●受取人が役員・従業員の場合（役員・従業員に直接支払われた場合）

法人が特に経理処理する必要はありません。

7) 解約返戻金

解約返戻金の受取人は法人となります。

資産計上されていない場合

【例】 解約返戻金 3,000 万円を受取った場合。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	3,000 万円	雑収入 (収益の発生)	3,000 万円

- ・ 保険料支払時に全額損金算入しているため、受取った解約返戻金は全額雑収入として益金算入します。

資産計上されている場合

【例】 解約返戻金 3,000 万円を受取った場合。それまでの前払保険料（資産計上額） 1,000 万円。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	3,000 万円	前払保険料 (資産の減少)	1,000 万円
		雑収入 (収益の発生)	2,000 万円

- ・ 資産計上されている前払保険料などを取崩し、受取った解約返戻金と前払保険料との差額を雑損失または雑収入に計上します。

8) 積立金

法人税基本通達 9-3-5、9-3-5 の 2 に該当する当社の変額保険で、ご契約満了時に積立金がある場合、その積立金の受取人は法人となります。

【例】 積立金 300 万円を受取った場合。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	300 万円	雑収入 (収益の発生)	300 万円

- ・ 受取った積立金を雑収入として益金算入します。

9) リビング・ニーズ特約の特約保険金

特約保険金の受取人が被保険者の場合、所得税法上非課税扱いとなります。
契約者および主契約の死亡保険金受取人が法人の場合、法人を特約保険金の受取人として指定することができ、法人が受取る特約保険金は以下のとおりとなります。

●特約保険金の受取人が法人の場合

資産計上されていない場合（死亡保険金の全額を特約保険金として受取る場合）

【例】 法人が死亡保険金 5,000 万円を特約保険金として受取った場合。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	5,000 万円	雑収入 (収益の発生)	5,000 万円

- 受取った特約保険金を雑収入として益金算入します。退職金や見舞金として支払った場合は、社会通念上妥当な金額であれば、損金算入できます。

資産計上されている場合（死亡保険金の全額を特約保険金として受取る場合）

【例】 法人が死亡保険金 5,000 万円を特約保険金として受取った場合。
それまでの前払保険料（資産計上額）2,000 万円

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	5,000 万円	前払保険料 (資産の減少)	2,000 万円
		雑収入 (収益の発生)	3,000 万円

- 資産計上されている前払保険料などを取崩し、受取った特約保険金との差額を雑収入または雑損失とします。退職金や見舞金として支払った場合は、社会通念上妥当な金額であれば、損金算入できます。

資産計上されている場合（死亡保険金の一部を特約保険金として受取る場合）

【例】 法人が死亡保険金 5,000 万円のうち、特約保険金として 2,500 万円を受取った場合。
それまでの前払保険料（資産計上額）2,000 万円

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	2,500 万円	前払保険料 (資産の減少)	1,000 万円
		雑収入 (収益の発生)	1,500 万円

- 受取った特約保険金に対応する前払保険料などを取崩し、受取った特約保険金との差額を雑収入または雑損失とします。退職金や見舞金として支払った場合は、社会通念上妥当な金額であれば、損金算入できます。

4 法人契約における異動処理時の経理処理

1) 名義変更（法人契約の契約者変更）（関係法令通達等：所得税基本通達 36－37）

●個人契約を法人契約に変更する場合

ご 契 約 者：個人→法人 被 保 険 者：個人 保険金受取人：個人→法人	個人事業主が法人成りしたなど、社長個人の保険を事情により法人契約にする場合などです。
---	--

<有償で譲渡する場合>

【例】 変更日時点での解約返戻金相当額 100 万円、譲渡価格 100 万円の場合。

借 方		貸 方	
保険料積立金* (資産の増加)	100 万円	現金・預金 (資産の減少)	100 万円

- 法人は譲渡価格を個人に支払うとともに同額を保険料積立金として資産に計上します。

個人の課税 一時所得として所得税の課税対象となります。

<無償で譲渡する場合>

【例】 変更日時点での解約返戻金相当額 100 万円、譲渡価格 100 万円の場合。

借 方		貸 方	
保険料積立金* (資産の増加)	100 万円	雑収入 (収益の発生)	100 万円

- 譲渡価格が寄附されたこととなりますので、雑収入として益金算入します。

個人の課税 課税対象とならないという考え方が有力ですが、一時所得として所得税の課税対象になるという考え方もあります。

*保険種類によっては、前払保険料となる場合もあります。

●法人契約を個人契約に変更する場合

ご 契 約 者：法人→個人 被 保 険 者：個人 保険金受取人：法人→個人	自分が被保険者である保険を役員・従業員が買取る場合や、退職を機に法人加入の保険を引継ぐ場合などです。
---	--

契約日が令和元年7月8日以降、かつ名義変更日が令和3年7月1日以降で、
法人税基本通達9－3－5の2が適用されている契約の場合

<有償で譲渡する場合>

■名義変更日の解約返戻金額が資産計上額の70%未満の場合

【例】 法人契約に加入している役員が個人の保障として契約を譲渡された場合。
変更日時点での前払保険料（資産計上額）300 万円、解約返戻金相当額 200 万円、譲渡価格 300 万円の場合。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	300 万円	前払保険料 (資産の減少)	300 万円

- 契約を譲渡された個人は、対価として譲渡価格を会社に支払い、会社は資産計上している前払保険料などを取崩します。

個人の課税 発生しません。

■名義変更日の解約返戻金額が資産計上額の 70% 以上の場合

【例】 法人契約に加入している役員が個人の保障として契約を譲渡された場合。
変更日時点での前払保険料（資産計上額）300 万円、解約返戻金相当額 400 万円、譲渡価格 400 万円の場合。

借 方		貸 方	
現金・預金 （資産の増加）	400 万円	前払保険料 （資産の減少）	300 万円
		雑収入 （収益の発生）	100 万円

- ・ 契約を譲渡された個人は、対価として譲渡価格を会社に支払い、会社は資産計上している前払保険料などを取崩し、差額を雑収入として益金算入します。（解約返戻金相当額の方が少ない場合は、雑損失とします。）

個人の課税 発生しません。

＜退職金として名義変更する場合＞

■名義変更日の解約返戻金額が資産計上額の 70% 未満の場合

【例】 退職を機に法人で加入していた契約を個人が引継ぐ場合。
変更日時点での前払保険料（資産計上額）300 万円、解約返戻金相当額 200 万円、退職金額 1,000 万円の場合。

借 方		貸 方	
退職金 （費用の発生）	1,000 万円	現金・預金 （資産の減少）	700 万円
		前払保険料 （資産の減少）	300 万円

- ・ 資産計上している前払保険料などを取崩すとともに、個人に対して退職金の一部として資産計上額相当額を支払うことになります。

個人の課税 退職所得として所得税、住民税の課税対象となります。（賞与となる時は給与所得）

■名義変更日の解約返戻金額が資産計上額の 70% 以上の場合

【例】 退職を機に法人で加入していた契約を個人が引継ぐ場合。
変更日時点での前払保険料（資産計上額）300 万円、解約返戻金相当額 400 万円、退職金額 1,000 万円の場合。

借 方		貸 方	
退職金 （費用の発生）	1,000 万円	現金・預金 （資産の減少）	600 万円
		前払保険料 （資産の減少）	300 万円
		雑収入 （収益の発生）	100 万円

- ・ 資産計上している前払保険料などを取崩すとともに、個人に対して退職金の一部として解約返戻金相当額を支払うことになります。

個人の課税 退職所得として所得税、住民税の課税対象となります。（賞与となる時は給与所得）

下記いずれかの場合
・ 契約日が令和元年 7 月 7 日以前の契約
・ 名義変更日が令和 3 年 6 月 30 日以前の契約
・ 契約日が令和元年 7 月 8 日以降、かつ名義変更日が令和 3 年 7 月 1 日以降の契約で、法人税基本通達 9－3－5 の 2 が適用でない契約

資産計上されていない場合

＜有償で譲渡する場合＞

【例】 法人契約にて加入している役員が個人の保障として契約を譲渡された場合。
変更日時点での解約返戻金相当額 100 万円、譲渡価格 100 万円。

借 方		貸 方	
現金・預金 （資産の増加）	100 万円	雑収入 （収益の発生）	100 万円

- ・ 契約を譲渡された個人は、対価として譲渡価格を会社に支払い、会社は受取った金額を雑収入として益金算入します。

個人の課税 発生しません。

＜退職金として名義変更する場合＞

【例】 退職を機に法人で加入していた契約を個人が引継ぐ場合。
変更日時点での解約返戻金相当額 300 万円、退職金額 1,000 万円。

借 方		貸 方	
退職金 （費用の発生）	1,000 万円	現金・預金 （資産の減少）	700 万円
		雑収入 （収益の発生）	300 万円

- ・ 個人に対して退職金の一部として解約返戻金相当額を支払うことになります。

個人の課税 退職所得として所得税、住民税の課税対象となります。（賞与となる時は給与所得）

資産計上されている場合

＜有償で譲渡する場合＞

【例】 法人契約にて加入している役員が個人の保障として契約を譲渡された場合。
変更日時点での前払保険料（資産計上額）100 万円、解約返戻金相当額 200 万円、譲渡価格 200 万円。

借 方		貸 方	
現金・預金 （資産の増加）	200 万円	前払保険料 （資産の減少）	100 万円
		雑収入 （収益の発生）	100 万円

- ・ 契約を譲渡された個人は、対価として譲渡価格を会社に支払い、会社は資産計上している前払保険料などを取崩し、差額を雑収入として益金算入します。（解約返戻金相当額の方が少ない場合は、雑損失とします。）

個人の課税 発生しません。

＜退職金として名義変更する場合＞

【例】退職を機に法人で加入していた契約を個人が引継ぐ場合。
変更日時点での前払保険料（資産計上額）300 万円、解約返戻金相当額 500 万円。

借 方		貸 方	
退職金 （費用の発生）	500 万円	前払保険料 （資産の減少）	300 万円
		雑収入 （収益の発生）	200 万円

- ・資産計上している前払保険料などを取崩すとともに、個人に対して退職金の一部として解約返戻金相当額を支払うことになります。

個人の課税 退職所得として所得税、住民税の課税対象となります。（賞与となる時は給与所得）

●法人契約をほかの法人契約に変更する場合（グループ法人税制は考慮していません）

ご 契 約 者：法人A→法人B
被 保 険 者：個人
保険金受取人：法人A→法人B

役員・従業員が、ほかの会社に転籍した場合などです。

契約日が令和元年7月8日以降、かつ名義変更日が令和3年7月1日以降で、
法人税基本通達9－3－5の2が適用されている契約の場合

＜有償で譲渡する場合＞

■名義変更日の解約返戻金額が資産計上額の 70% 未満の場合

【例】役員の転籍に伴い、法人 A から法人 B へ契約を変更した場合。
変更日時点での前払保険料（資産計上額）300 万円、解約返戻金相当額 200 万円、譲渡価格 300 万円の場合。

◆法人 A（譲渡側）の経理処理

借 方		貸 方	
現金・預金 （資産の増加）	300 万円	前払保険料 （資産の減少）	300 万円

◆法人 B（譲受側）の経理処理

借 方		貸 方	
前払保険料 （資産の増加）	300 万円	現金・預金 （資産の減少）	300 万円

- ・法人 A は法人 B から対価として受取った譲渡価格で、前払保険料などを取崩します。
- ・契約を譲り受けた法人 B は、譲渡価格を支払うとともに、同額を前払保険料などとして資産に計上します。
- ・以後の支払保険料は、各保険の経理処理に準じます。また、前払保険料などは期間の経過に応じて月単位で取崩します。

■名義変更日の解約返戻金額が資産計上額の 70% 以上の場合

【例】役員の転籍に伴い、法人 A から法人 B へ契約を変更した場合。
変更日時点での前払保険料（資産計上額）300 万円、解約返戻金相当額 400 万円、譲渡価格 400 万円の場合。

◆法人 A（譲渡側）の経理処理

借 方		貸 方	
現金・預金 （資産の増加）	400 万円	前払保険料 （資産の減少）	300 万円
		雑収入 （収益の発生）	100 万円

◆法人 B（譲受側）の経理処理

借 方		貸 方	
前払保険料 （資産の増加）	400 万円	現金・預金 （資産の減少）	400 万円

- ・法人 A は法人 B から対価として受取った譲渡価格と資産計上額の差額を雑収入に計上します。
- ・契約を譲り受けた法人 B は、譲渡価格を支払うとともに、同額を前払保険料などとして資産に計上します。
- ・以後の支払保険料は、各保険の経理処理に準じます。また、前払保険料などは期間の経過に応じて月単位で取崩します。

＜無償で譲渡する場合＞

■名義変更日の解約返戻金額が資産計上額の 70% 未満の場合

【例】役員の転籍に伴い、法人 A から法人 B へ契約を変更した場合。
変更日時点での前払保険料（資産計上額）300 万円、解約返戻金相当額 200 万円、譲渡価格 300 万円。

◆法人 A（譲渡側）の経理処理

借 方		貸 方	
寄付金 （費用の発生）	300 万円	前払保険料 （資産の減少）	300 万円

◆法人 B（譲受側）の経理処理

借 方		貸 方	
前払保険料 （資産の増加）	300 万円	雑収入 （収益の発生）	300 万円

- ・法人 A は譲渡価格を法人 B へ寄附をしたことになります。（会社などの法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金などの額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。）資産に計上してある前払保険料などを取崩します。
- ・無償で譲渡された法人 B は譲渡価格を前払保険料などとして資産に計上します。
- ・以後の支払保険料は、各保険の経理処理に準じます。また、前払保険料などは期間の経過に応じて月単位で取崩します。

■名義変更日の解約返戻金額が資産計上額の 70% 以上の場合

【例】 役員の転籍に伴い、法人 A から法人 B へ契約を変更した場合。
変更日時点での前払保険料（資産計上額）300 万円、解約返戻金相当額 400 万円、譲渡価格 400 万円。

◆法人 A（譲渡側）の経理処理

借 方		貸 方	
寄付金 （費用の発生）	400 万円	前払保険料 （資産の減少）	300 万円
		雑収入 （収益の発生）	100 万円

◆法人 B（譲受側）の経理処理

借 方		貸 方	
前払保険料 （資産の増加）	400 万円	雑収入 （収益の発生）	400 万円

- ・法人 A は譲渡価格を法人 B へ寄附をしたことになります。（会社などの法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金などの額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。）資産に計上してある前払保険料などを取崩し、前払保険料などと譲渡価格の差額を雑収入として計上します。（解約返戻金相当額の方が少ない場合は雑損失とします。）
- ・無償で譲渡された法人 B は譲渡価格を前払保険料などとして資産に計上すると同時に同額を雑収入とします。
- ・以後の支払保険料は、各保険の経理処理に準じます。また、前払保険料などは期間の経過に応じて月単位で取崩します。

下記いずれかの場合

- ・契約日が令和元年 7 月 7 日以前の契約
- ・名義変更日が令和 3 年 6 月 30 日以前の契約
- ・契約日が令和元年 7 月 8 日以降、かつ名義変更日が令和 3 年 7 月 1 日以降の契約で、法人税基本通達 9－3－5 の 2 が適用でない契約

資産計上されていない場合

＜有償で譲渡する場合＞

【例】 役員の転籍に伴い、法人 A から法人 B へ契約を変更した場合。
変更日時点での解約返戻金相当額 300 万円、譲渡価格 300 万円。

◆法人 A（譲渡側）の経理処理

借 方		貸 方	
現金・預金 （資産の増加）	300 万円	雑収入 （収益の発生）	300 万円

◆法人 B（譲受側）の経理処理

借 方		貸 方	
前払保険料 （資産の増加）	300 万円	現金・預金 （資産の減少）	300 万円

- ・法人 A は法人 B から対価として受取った譲渡価格を雑収入として計上します。
- ・契約を譲り受けた法人 B は、譲渡価格を支払うとともに、同額を前払保険料などとして資産に計上します。
- ・以後の支払保険料は、各保険の経理処理に準じます。また、前払保険料などは期間の経過に応じて月単位で取崩します。

税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

＜無償で譲渡する場合＞

【例】 役員の転籍に伴い、法人 A から法人 B へ契約を変更した場合。
変更日時点での解約返戻金相当額 300 万円、譲渡価格 300 万円。

◆法人 A（譲渡側）の経理処理

借 方		貸 方	
寄附金 （費用の発生）	300 万円	雑収入 （収益の発生）	300 万円

◆法人 B（譲受側）の経理処理

借 方		貸 方	
前払保険料 （資産の増加）	300 万円	雑収入 （収益の発生）	300 万円

- ・法人 A は、譲渡価格を法人 B へ寄附をしたことになります。（会社などの法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金などの額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。）
- ・無償で譲渡された法人 B は、譲渡価格を前払保険料などとして資産に計上すると同時に同額を雑収入とします。
- ・以後の支払保険料は、各保険の経理処理に準じます。また、前払保険料などは期間の経過に応じて月単位で取崩します。

資産計上されている場合

＜有償で譲渡する場合＞

【例】 役員の転籍に伴い、法人 A から法人 B へ契約を変更した場合。
変更日時点での前払保険料（資産計上額）200 万円、解約返戻金相当額 300 万円、譲渡価格 300 万円。

◆法人 A（譲渡側）の経理処理

借 方		貸 方	
現金・預金 （資産の増加）	300 万円	前払保険料 （資産の減少）	200 万円
		雑収入 （収益の発生）	100 万円

◆法人 B（譲受側）の経理処理

借 方		貸 方	
前払保険料 （資産の増加）	300 万円	現金・預金 （資産の減少）	300 万円

- ・法人 A は法人 B から対価として受取った譲渡価格と資産計上額の差額を雑収入に計上します。
- ・契約を譲り受けた法人 B は、譲渡価格を支払うとともに、同額を前払保険料などとして資産に計上します。
- ・以後の支払保険料は、各保険の経理処理に準じます。また、前払保険料などは期間の経過に応じて月単位で取崩します。

税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

＜無償で譲渡する場合＞

【例】 役員の転籍に伴い、法人Aから法人Bへ契約を変更した場合。
変更日時点での前払保険料（資産計上額）300 万円、解約返戻金相当額 400 万円、譲渡価格 400 万円。

◆法人A（譲渡側）の経理処理

借 方		貸 方	
寄附金 （費用の発生）	400 万円	前払保険料 （資産の減少）	300 万円
		雑収入 （収益の発生）	100 万円

◆法人B（譲受側）の経理処理

借 方		貸 方	
前払保険料 （資産の増加）	400 万円	雑収入 （収益の発生）	400 万円

- 法人 A は、譲渡価格を法人Bへ寄附をしたことになります。（会社などの法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金などの額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。）資産に計上してある前払保険料などを取崩し、前払保険料などと譲渡価格の差額を雑収入として計上します。（解約返戻金相当額の方が少ない場合は雑損失とします。）
- 無償で譲渡された法人Bは、譲渡価格を前払保険料などとして資産に計上すると同時に同額を雑収入とします。
- 以後の支払保険料は、各保険の経理処理に準じます。また、前払保険料などは期間の経過に応じて月単位で取崩します。

2) 減額

減額は保険の一部を解約したものととして扱われます。
減額時の解約返戻金の受取人はご契約者となります。

●資産計上されていない場合

【例】 現在加入している保険の保険金を 1/2 に減額した場合。解約返戻金 200 万円。

借 方		貸 方	
現金・預金 （資産の増加）	200 万円	雑収入 （収益の発生）	200 万円

- 受取った解約返戻金を全額雑収入として計上します。

●資産計上されている場合

＜減額後の解約返戻率が変動しない場合＞

【例】 現在加入している保険の保険金を 1/4 に減額した場合。
前払保険料（資産計上額）400 万円、解約返戻金 200 万円。

借 方		貸 方	
現金・預金 （資産の増加）	200 万円	前払保険料 （資産の減少）	300 万円
雑損失 （費用の発生）	100 万円		

- これまで資産計上していた前払保険料などを減額割合に応じて取崩します。保険金額を 1/4 に減額するため、3/4 部分を解約したとして扱います。よって、資産計上していた前払保険料などのうち、3/4 を取崩します。
取崩し額：400 万円× 3/4 = 300 万円
- 受取った解約返戻金と取崩した前払保険料との差額を雑損失（または雑収入）として計上します。

取崩し額 = 資産計上額 × $\frac{\text{減額部分保険金額}}{\text{減額前保険金額}}$

＜減額後の解約返戻率が変動する場合＞

【例】 現在加入している保険の保険金を 1/4 に減額した場合。
減額時の前払保険料（資産計上額）600 万円、解約返戻金 400 万円。
減額時に再計算される前払保険料（資産計上額）100 万円。
減額前の最高解約返戻率 70% 超 85% 以下、減額後の最高解約返戻率 50% 超 70% 以下。

借 方		貸 方	
現金・預金 （資産の増加）	400 万円	前払保険料 （資産の減少）	500 万円
雑損失 （費用の発生）	100 万円		

- 契約当初から減額後の契約内容であったとした場合の各期間の解約返戻率をもとに、最高解約返戻率の区分を再判定します。
- 契約当初から減額後の契約内容であったとした場合の、減額時までの前払保険料累計額を計算し（100 万円）、これと減額前の前払保険料累計額（600 万円）との差額を取崩します。
取崩し額：600 万円－ 100 万円 =500 万円
- 受取った解約返戻金と取崩した前払保険料との差額を雑損失（または雑収入）として計上します。

取崩し額 = 資産計上額（減額前）－ 資産計上額（減額時に再計算される額）
※この処理は契約変更時に行うものであり、過去の事業年度に遡って修正申告等する必要はありません。

●変動保険金額のみの減額の場合

法人税基本通達 9-3-5、9-3-5 の 2 に該当する当社の変額保険において、変動保険金額のみの減額を行った場合に受取った解約返戻金は、全額雑収入として計上します。

3) 払済（関係法令通達等：法人税基本通達 9－3－7 の 2）

●払済変更時の経理処理が不要な場合

- ・終身保険・養老保険・定期保険・第三分野保険および年金保険（特約が付加されていないものに限る）から同種類の払済保険に変更した場合、資産計上額を再評価し、洗替処理するか、保険事故の発生または解約などにより契約が終了するまでそのまま計上しておくか法人の任意で選択することができます。（法人税基本通達 9－3－7 の 2 参照）

（例）洗替処理が不要な場合		（例）洗替処理が必要な場合	
変更前	変更後	変更前	変更後
終身保険	払済終身保険	逓増定期保険	払済定期保険
養老保険	払済養老保険	変額保険（定期タイプ）	（定額）払済定期保険
定期保険	払済定期保険	変額保険（終身タイプ）	（定額）払済終身保険
年金保険	払済年金保険		

●払済変更時に経理処理が必要な場合

＜払済後に解約返戻金が増加しない場合＞

払済時の経理処理

【例】低解約返戻金型逓増定期特約付定期保険を払済定期保険に変更した場合。
前払保険料（資産計上額）80 万円、解約返戻金相当額 100 万円。

借方	貸方
長期前払費用 （資産の増加）	100 万円
前払保険料 （資産の減少）	80 万円
雑収入 （収益の発生）	20 万円

- ・変更日時点における解約返戻金相当額（100 万円）を長期前払費用として資産計上するとともに、変更前までに計上されていた資産計上額を取崩します。
- ・発生した差額は雑収入または雑損失として計上します。

変更後の経理処理

【例】払済定期保険に変更した後の保険期間が 10 年の場合。

借方	貸方
定期保険料 （費用の発生）	10 万円
長期前払費用 （資産の減少）	10 万円

- ・解約返戻金相当額（100 万円）で主契約の保険料を一時払したものととして、法人税基本通達 9－3－5、9－3－5 の 2 により経理処理をします。残存期間による取崩し額は、月単位で均等に按分し、該当月数分だけ計上します。
この場合、1 年あたりの取崩し額は、100 万円 ÷ 120 ヶ月 × 12 ヶ月 = 10 万円となります。

＜払済後に解約返戻金が増加する場合＞

払済時の経理処理

【例】低解約返戻金型逓増定期特約付定期保険を払済定期保険に変更した場合。
前払保険料（資産計上額）200 万円、解約返戻金相当額 400 万円。

借方	貸方
長期前払費用 （資産の増加）	400 万円
前払保険料 （資産の減少）	200 万円
	雑収入 （収益の発生）
	200 万円

- ・変更日時点における解約返戻金相当額（400 万円）を長期前払費用として資産計上するとともに、変更前までに計上されていた資産計上額を取崩します。
- ・発生した差額は雑収入または雑損失として計上します。

変更後の経理処理

【例】払済定期保険に変更した後の保険期間が 40 年の場合。
最高解約返戻率 110 %。
最高解約返戻率となる最も遅い期間および解約返戻金相当額が最高となる最も遅い期間 15 年目。
※払済保険の保険料は一時払したものとされているため、最高解約返戻率となる最も遅い期間および解約返戻金額が最高となる最も遅い期間は、同じ期間となります。

■保険期間の当初 10 年間（1 年目～10 年目）

借方	貸方
定期保険料 （費用の発生）	0.1 万円
前払保険料 （資産の増加）	9.9 万円
長期前払費用 （資産の減少）	10 万円

- ・解約返戻金相当額（400 万円）で主契約の保険料を一時払したものととして、法人税基本通達 9－3－5 の 2*により経理処理をします。
この場合、長期前払費用を保険期間で按分した額は、400 万円 ÷ 40 年 = 10 万円となります。
資産計上額は、10 万円 × (110 % × 0.9) = 9.9 万円となります。
定期保険料として計上する額は、10 万円 × { 100 % - (110 % × 0.9) } = 0.1 万円となります。

*資産計上期間が 5 年未満となる場合の取扱いは適用されません。資産計上期間は最高解約返戻率となる最も遅い期間までとなり、取崩期間は資産計上期間の経過後から保険期間の満了までとなります。
※資産計上額は、長期前払費用の 1 年あたりの取崩し額を上限とします。

■10 年経過後～最高解約返戻率となる最も遅い期間までに相当する期間（11 年目～15 年目）

借方	貸方
定期保険料 （費用の発生）	2.3 万円
前払保険料 （資産の増加）	7.7 万円
長期前払費用 （資産の減少）	10 万円

- ・資産計上額は、10 万円 × (110 % × 0.7) = 7.7 万円となります。
定期保険料として計上する額は、10 万円 × { 100 % - (110 % × 0.7) } = 2.3 万円となります。
※資産計上期間は月単位で計算します。

■解約返戻金額が最高となる最も遅い期間の経過後～保険期間満了までに相当する期間（16年目～40年目）

借 方		貸 方	
定期保険料 (費用の発生)	15.5 万円	長期前払費用 (資産の減少)	10 万円
		前払保険料 (資産の減少)	5.5 万円

- ・長期前払費用の1年あたりの取崩し額を全額損金算入するとともに、最高解約返戻率となる最も遅い期間までに資産に計上した前払保険料を、残りの期間で均等に按分して取崩します。

当初10年間での資産計上額：9.9万円×10年＝99万円

10年経過後～最高解約返戻率となる最も遅い期間まで（5年）での資産計上額：7.7万円×5年＝38.5万円

資産計上額合計：99万円＋38.5万円＝137.5万円

取崩期間（25年）での取崩し額：137.5万円÷25年＝5.5万円

長期前払費用の1年あたりの取崩し額＋前払保険料の取崩し額＝10万円＋5.5万円＝15.5万円

※取崩期間は月単位で計算します。

※定期保険料の円未満に端数がある場合は最終年度に計上します。企業の決算月に合わせて、月単位で按分します。

4) 契約者貸付（PL）

●貸付を受けた場合

【例】 契約者貸付を100万円受けた場合。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	100 万円	借入金 (負債の増加)	100 万円

- ・契約者貸付を受けた場合は借入金として負債に計上します。

●借入日から1年経過の都度

【例】 貸付金を返済せず、利息3万円が元本に繰入れられた場合。

借 方		貸 方	
支払利息 (費用の発生)	3 万円	借入金 (負債の増加)	3 万円

- ・利息は、借入日から1年経過ごとに元本に繰入れられます。
法人が「ご用立金利息繰り入れのお知らせ」を受取った日に上記の経理処理をします。

●貸付金を返済した場合

【例】 貸付金を返済した場合。貸付元利金105万円（借入金100万円、利息5万円）。

借 方		貸 方	
借入金 (負債の減少)	100 万円	現金・預金 (資産の減少)	105 万円
支払利息 (費用の発生)	5 万円		

- ・契約者貸付を返済した場合は、負債に計上していた借入金を取崩し、返済日までの利息は損金に算入します。

●死亡、解約により契約が消滅する場合

資産計上されていない場合

【例】 死亡により死亡保険金が支払われ、契約が消滅する場合。

死亡保険金1,000万円、借入金100万円、支払利息5万円。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	895 万円	雑収入 (収益の発生)	1,000 万円
借入金 (負債の減少)	100 万円		
支払利息 (費用の発生)	5 万円		

- ・契約者貸付で利用した借入金や支払利息は保険金から相殺されて支払われます。受取額（元利金精算分を含む。）を雑収入として益金算入します。

資産計上されている場合

【例】 死亡により死亡保険金が支払われ、契約が消滅する場合。

死亡保険金1,000万円、借入金100万円、支払利息5万円、前払保険料（資産計上額）200万円。

借 方		貸 方	
現金・預金 (資産の増加)	895 万円	前払保険料 (資産の減少)	200 万円
借入金 (負債の減少)	100 万円	雑収入 (収益の発生)	800 万円
支払利息 (費用の発生)	5 万円		

- ・契約者貸付で利用した借入金や支払利息は保険金から相殺されて支払われます。前払保険料で資産計上されている金額を取崩し、受取額（元利金精算分を含む。）との差額を雑収入（または雑損失）として計上します。

5 その他

1) 退職所得について

役員・従業員が受取った退職金は退職所得として所得税・住民税が課税され、原則、源泉徴収されますが、退職所得は次のように税制上優遇されています。

①退職所得控除

退職所得の計算には、退職所得控除額があり、さらに控除後の金額の1/2が退職所得の金額となります。

退職所得の金額＝（退職金額－退職所得控除額）× 1/2

※勤続年数5年以下の法人役員などについては1/2課税の対象外です。
※勤続年数5年以下の従業員の退職金の場合、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について1/2課税は適用されません。（令和4年分以後の所得税より適用）

退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円×勤続年数（80 万円に満たない場合には、80 万円）
20 年超	800 万円＋ 70 万円×（勤続年数－ 20 年）

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年と計算します。
※障害者になったことに直接基因して退職した場合は、上記金額に100万円を加算します。

②分離課税

退職所得は、ほかの所得と分離して課税されます。

2) 支払調書について

当社では、以下の場合において支払調書を作成し、税務署へ提出します。

- ・ご契約者にお支払いしたご契約一件あたりの解約返戻金額が1円以上の場合
- ・契約者死亡に伴う契約者変更があり、契約者変更日時点の解約返戻金相当額が1円以上の場合
- ・指定された受取人にお支払いしたご契約一件あたりの保険金額が1円以上の場合（ただし個人で受取った場合に非課税となる保険金の場合は除きます。）
- ・年金の受取人にお支払いしたご契約一件あたりの年金額が1円以上の場合（ただし個人で受取った場合に非課税となる年金の場合は除きます。）

3) 個人事業主が契約した保険料の経理処理

個人事業主をご契約者、従業員を被保険者とする生命保険契約の経理処理についての所得税法上の規定は特にありませんので、事業の遂行上必要とされるものについては、法人税基本通達などの規定を準用します。つまり、関連する法人税基本通達などの文言のうち、法人を事業主、益金を事業所得の収入金額、損金を事業所得の必要経費と読み替えます。

●個人事業主が被保険者の場合

個人事業主本人を被保険者とする生命保険契約の保険料については、たとえ従業員と同様の条件で加入している場合でも、保険種類・受取人に関係なく、事業所得の必要経費にすることはできません。その保険料は家計上の生活費として、生命保険料控除の対象となります。（所得税法第45条第1項第1号）

●青色事業専従者が被保険者である場合

青色事業専従者とは、事業主と生計を一にする配偶者または親族であることが要件となっています。したがって、これら家族従業員を被保険者とする生命保険契約の保険料については、原則として、事業所得の必要経費とはなりません。

ただし、例外的に掛け捨ての定期保険の保険料は、次の条件を満たしている場合に限り、必要経費に算入できるものとされています。

- ①従業員の大部分が加入していること
- ②従業員と同じ保険種類、保険金額であること
- ③受取人を青色事業専従者または事業主以外の青色事業専従者の遺族とすること

以上の条件に合わないものは、単に事業主の配偶者または親族として加入したとされて、生命保険料控除の対象になります。また、従業員の全部または大部分が家族従事者などであるときには、たとえ従業員の全部を対象として加入する場合でも、必要経費に算入することはできません。

＜定期保険＞

ご契約者 （保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人	保険料の取扱い
事業主	事業主	事業主の遺族	必要経費にできません （生命保険料控除）
事業主	従業員 *	従業員の遺族	必要経費 *
事業主	従業員	事業主	必要経費

* 特定の従業員のみを被保険者とする場合は給与扱いとなり、従業員に給与として課税されます。

＜養老保険＞

ご契約者 （保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金 受取人	保険料の取扱い
事業主	事業主	事業主の遺族	事業主	必要経費にできません （生命保険料控除）
事業主	従業員	事業主	事業主	必要経費にできません
事業主	従業員（全員加入）*	従業員の遺族	事業主	1/2 必要経費 1/2 資産計上 *

* 特定の従業員のみを被保険者とする場合は、1/2 給与として必要経費、1/2 資産計上となり、給与部分は従業員に給与として課税されます。

4) 個人契約の税務

●生命保険料控除について

次のご契約に該当する場合は、1 年間の正味払込保険料の一定額が所得から控除され、所得税と地方税（住民税）が軽減される制度です。

【生命保険料控除の対象となるご契約】

納税する人が保険料を支払い、保険金（年金）受取人が自己または配偶者その他親族である契約

【生命保険料控除の対象となる保険料】

1 月から 12 月までに支払った保険料の合計額

※平成 22 年度の税制改正にともない、平成 24 年 1 月 1 日以降締結した新契約および新契約とみなす契約変更（更新・特約の中途付加等）を行った契約は、税制改正後の生命保険料控除制度（新制度）が適用されます。新旧どちらの制度が適用となるかは、生命保険料控除証明書にてご確認ください。

控除される金額

■旧制度（保険種類に応じて一般生命保険料、個人年金保険料に適用）

＜所得税の控除額＞

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の各控除額を合算して、合計 10 万円が適用限度額となります。

年間正味払込保険料	控除される金額
25,000 円以下	全額
25,000 円超 50,000 円以下	正味払込保険料× 1/2+12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	正味払込保険料× 1/4+25,000 円
100,000 円超	一律 50,000 円

＜住民税の控除額＞

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の各控除額を合算して、合計 7 万円が適用限度額となります。

年間正味払込保険料	控除される金額
15,000 円以下	全額
15,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料× 1/2+7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	正味払込保険料× 1/4+17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

■新制度（保険種類に応じて一般生命保険料、介護医療保険料、または個人年金保険料に適用）

＜所得税の控除額＞

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の各控除額を合算して、合計 12 万円が適用限度額となります。

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料× 1/2+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	正味払込保険料× 1/4+20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

＜住民税の控除額＞

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の各控除額を合算して、合計 7 万円が適用限度額となります。

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	正味払込保険料× 1/2+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	正味払込保険料× 1/4+14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

※新制度適用対象契約と旧制度適用対象契約の両方にご加入されて、新旧両制度の生命保険料控除を適用・申告される場合は、新制度適用対象契約と旧制度適用対象契約の合計額が申告額となります。（この場合、所得税 12 万円、住民税 7 万円が控除限度額となります。）

生命保険料控除のお手続き

生命保険料控除を受けるには年末調整または確定申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」（以下、「控除証明書」といいます。）を発行しますので、次の要領でお手続きください。

【給与所得者】

毎年 12 月の給与の支払われる前日までに「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し年末調整を受けてください。団体扱の契約の場合は、個別に「控除証明書」は発行せず、団体宛に一覧表形式の「団体扱等生命保険料控除明細表」を発行します（個人でのお手続きは必要ありません）。

【申告納税者】

事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付の上、税務署に提出し、控除を受けてください。

※「控除証明書」は、毎年 9 月下旬に、当社よりお送りします。

※長期傷害保険の保険料、ならびに長期傷害保険用災害入院特約、災害割増特約および長期傷害保険特約の特約保険料等については、生命保険料控除の対象外になります。

税務については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

●保険金・年金・給付金等の税法上の取扱いについて

保険金・年金にかかる税金はご契約者（保険料負担者）、被保険者、保険金または年金の受取人の関係によって異なります。

■死亡保険金をお受取りのとき（契約形態は一例です）

契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫 夫	夫 夫	妻 子	相続税
受取人がご契約者自身の場合	夫 夫	妻 子	夫 夫	所得税（一時所得）・住民税
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫 夫	妻 子	子 妻	贈与税

■収入保障年金をお受取りのとき（契約形態は一例です）

契約内容	ご契約例			税の種類		
	ご契約者	被保険者	受取人	年金受取		一括受取
				死亡時	年金受取時	
受取人がご契約者自身の場合	夫 夫	妻 子	夫 夫	—	所得税（雑所得） ・住民税	所得税（一時所得） ・住民税

■満期保険金をお受取りのとき（契約形態は一例です）

契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
受取人がご契約者自身の場合	夫 夫	夫 妻	夫 夫	所得税（一時所得）・住民税
受取人がご契約者以外の場合	夫 夫 夫	夫 妻 妻	妻 妻 子	贈与税

■積立金をお受取りのとき

当社の変額保険で、ご契約満了時に積立金がある場合、受取った積立金は所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

【保険金の非課税（生命保険金控除）について】

ご契約者と被保険者が同一人の場合には、死亡保険金（ご契約が 2 件以上の場合は、その他に受取った生命保険金と合算します。）に対して相続税法上一定範囲で非課税扱いを受けられることがあります。

【保険金、年金、給付金の非課税扱いについて】

高度障害保険金、高度障害年金、介護給付金・保険金、身体障害給付金・保険金、入院給付金、手術給付金、就業不能給付金等は、受取人が、主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、全額非課税となります。

●リビング・ニーズ特約、リビング・ニーズ特約（変額保険用）の特約保険金と税金について

被保険者が受取った特約保険金は所得税法上非課税となります。

税務については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

5) 関係法令通達等（抜粋）

① 定期保険及び第三分野保険に係る保険料（法人税基本通達 9－3－5）

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含む。以下9－3－7の2までにおいて同じ。）又は第三分野保険（保険業法第3条第4項第2号（免許）に掲げる保険（これに類するものを含む。）をいい、特約が付されているものを含む。以下9－3－7の2までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。以下9－3－5の2までにおいて同じ。）については、9－3－5の2（定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い）の適用を受けるものを除き、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 保険金又は給付金の受取人が当該法人である場合　その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。
- (2) 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合　その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

（注）1　保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。

- 2 (1) 及び (2) 前段の取扱いについては、法人が、保険期間を通じて解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険（ごく少額の払戻金のある契約を含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限る。以下9－3－5において「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」という。）に加入した場合において、当該事業年度に支払った保険料の額（一の被保険者につき2以上の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に加入している場合にはそれぞれについて支払った保険料の額の合計額）が30万円以下であるものについて、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときには、これを認める。

② 定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い（法人税基本通達 9－3－5の2）

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険（以下9－3－5の2において「定期保険等」という。）で最高解約返戻率が50%を超えるものに加入して、その保険料を支払った場合には、当期分支払保険料の額については、次表に定める区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。ただし、これらの保険のうち、最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額（一の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額）が30万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、9－3－5の例によるものとする。

- (1) 当該事業年度に次表の資産計上期間がある場合には、当期分支払保険料の額のうち、次表の資産計上額の欄に掲げる金額（当期分支払保険料の額に相当する額を限度とする。）は資産に計上し、残額は損金の額に算入する。

（注）当該事業年度の中で次表の資産計上期間が終了する場合には、次表の資産計上額については、当期分支払保険料の額を当該事業年度の月数で除して当該事業年度に含まれる資産計上期間の月数（1月末満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）を乗じて計算した金額により計算する。また、当該事業年度の中で次表の資産計上額の欄の「保険期間の開始の日から、10年を経過する日」が到来する場合の資産計上額についても、同様とする。

- (2) 当該事業年度に次表の資産計上期間がない場合（当該事業年度に次表の取崩期間がある場合を除く。）には、当期分支払保険料の額は、損金の額に算入する。
- (3) 当該事業年度に次表の取崩期間がある場合には、当期分支払保険料の額（(1)により資産に計上することとなる金額を除く。）を損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した金額の累積額を取崩期間（当該取崩期間に1月末満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）の経過に応じて均等に取り崩した金額のうち、当該事業年度に対応する金額を損金の額に算入する。

区 分	資 産 計 上 期 間	資 産 計 上 額	取 崩 期 間
最高解約返戻率 50 % 超 70 % 以下	保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の40相当期間を経過する日まで	当期分支払保険料の額に100分の40を乗じて計算した金額	保険期間の100分の75相当期間経過後から、保険期間の終了の日まで
最高解約返戻率 70 % 超 85 % 以下		当期分支払保険料の額に100分の60を乗じて計算した金額	
最高解約返戻率 85 % 超	保険期間の開始の日から、最高解約返戻率となる期間（当該期間経過後の各期間において、その期間における解約返戻金相当額からその直前の期間における解約返戻金相当額を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が100分の70を超える期間がある場合には、その超えることとなる期間）の終了の日まで （注）上記の資産計上期間が5年未満となる場合には、保険期間の開始の日から、5年を経過する日まで（保険期間が10年未満の場合には、保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の50相当期間を経過する日まで）とする。	当期分支払保険料の額に最高解約返戻率の100分の70（保険期間の開始の日から、10年を経過する日まで、100分の90）を乗じて計算した金額	解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間（資産計上期間がこの表の資産計上期間の欄に掲げる（注）に該当する場合には、当該（注）による資産計上期間）経過後から、保険期間の終了の日まで

税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

- （注）1 「最高解約返戻率」、「当期分支払保険料の額」、「年換算保険料相当額」及び「保険期間」とは、それぞれ次のものをいう。

イ 最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率（保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合）が最も高い割合となる期間におけるその割合をいう。

ロ 当期分支払保険料の額とは、その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額をいう。

ハ 年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいう。

ニ 保険期間とは、保険契約に定められている契約日から満了日までをいい、当該保険期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間で構成されているものとして本文の取扱いを適用する。

2 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。

3 表の資産計上期間の欄の「最高解約返戻率となる期間」及び「100分の70を超える期間」並びに取崩期間の欄の「解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間」が複数ある場合には、いずれもその最も遅い期間がそれぞれの期間となることに留意する。

4 一定期間分の保険料の額の前払をした場合には、その全額を資産に計上し、資産に計上した金額のうち当該事業年度に対応する部分の金額について、本文の取扱いによることに留意する。

5 本文の取扱い、保険契約時の契約内容に基づいて適用するのであるが、その契約内容の変更があった場合、保険期間のうち当該変更以後の期間においては、変更後の契約内容に基づいて9－3－4から9－3－6の2の取扱いを適用する。

なお、その契約内容の変更に伴い、責任準備金相当額の過不足の精算を行う場合には、その変更後の契約内容に基づいて計算した資産計上額の累積額と既往の資産計上額の累積額との差額について調整を行うことに留意する。

6 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合であって、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としているときには、本文の取扱いの適用はなく、9－3－5の(2)の例により、その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与となる。

③ 変額保険（定期タイプ）に係る保険料の取扱い（「定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ」より抜粋）

[Q8] いわゆる「変額保険」、「積立利率変動型保険」、「外貨建て保険」及び「健康増進型保険」のように、将来の解約返戻金相当額が確定していない場合、解約返戻金相当額はどのように把握するのですか。

[A] いわゆる「変額保険」や「積立利率変動型保険」については、契約時に示される予定利率を用いて計算した解約返戻金相当額を用いて差し支えありません。また、「外貨建て保険」については、契約時の為替レートを用いて計算した解約返戻金相当額を用いて差し支えありません。（後略）

④ 養老保険に係る保険料（法人税基本通達 9－3－4）

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含むが、9－3－6に定める定期付養老保険等を含まない。以下9－3－7の2までにおいて同じ。）に加入してその保険料（令第135条（確定給付企業年金等の掛金等の損金算入）の規定の適用があるものを除く。以下9－3－4において同じ。）を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 死亡保険金（被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下9－3－4において同じ。）及び生存保険金（被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下9－3－4において同じ。）の受取人が当該法人である場合　その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までには資産に計上するものとする。

(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合　その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合　その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

⑤ 定期付養老保険等に係る保険料（法人税基本通達 9－3－6）

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期付養老保険等（養老保険に定期保険又は第三分野保険を付したものをいう。以下9－3－7までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

(1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険又は第三分野保険に係る保険料の額とに区分されている場合　それぞれの保険料の額について9－3－4、9－3－5又は9－3－5の2の例による。

(2) (1) 以外の場合　その保険料の額について9－3－4の例による。

税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

⑥ 特約に係る保険料（法人税基本通達 9－3－6 の 2）

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする特約を付した養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等に参加し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、当該特約の内容に応じ、9－3－4、9－3－5 又は 9－3－5 の 2 の例による。

⑦ 払済保険へ変更した場合（法人税基本通達 9－3－7 の 2）

法人が既に参加している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額（以下 9－3－7 の 2 において「資産計上額」という。）との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に参加している生命保険の保険料の全額（特約に係る保険料の額を除く。）が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。

- （注）1 養老保険、終身保険、定期保険、第三分野保険及び年金保険（特約が付加されていないものに限る。）から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。
- 2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に参加して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9－3－4 から 9－3－6 までの例（ただし、9－3－5 の 2 の表の資産計上期間の欄の（注）を除く。）により処理するものとする。
- 3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。

経過的处理い…改正通達の適用時期

この法令解釈通達による改正後の取扱いは令和元年 7 月 8 日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険（9－3－5 に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除く。）の保険料及び令和元年 10 月 8 日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険（9－3－5 に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に限る。）の保険料について適用し、それぞれの日以前の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料については、この法令解釈通達による改正前の取扱い並びにこの法令解釈通達による廃止前の昭和 54 年 6 月 8 日付直審 4－18「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」、昭和 62 年 6 月 16 日付直法 2－2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」、平成元年 12 月 16 日付直審 4－52「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」、平成 13 年 8 月 10 日付課審 4－100「法人契約の「がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）」の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」及び平成 24 年 4 月 27 日付課法 2－5 ほか 1 課共同「法人が支払う「がん保険」（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」の取扱いの例による。

⑧ 過大な使用人給与の損金不算入（法人税法第 36 条）

内国法人がその役員と政令で定める特殊の関係のある使用人に対して支給する給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

⑨ 過大な使用人給与の額（法人税法施行令第 72 条の 2）

法第 36 条（過大な使用人給与の損金不算入）に規定する政令で定める金額は、内国法人が各事業年度においてその使用人に対して支給した給与の額が、当該使用人の職務の内容、その内国法人の収益及び他の使用人に対する給与の支給の状況、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの使用人に対する給与の支給の状況等に照らし、当該使用人の職務に対する対価として相当であると認められる金額（退職給与にあっては、当該使用人のその内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの使用人に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した使用人に対する退職給与として相当であると認められる金額）を超える場合におけるその超える部分の金額とする。

⑩ 役員に対する退職給与の損金算入の時期（法人税基本通達 9－2－28）

退職した役員に対する退職給与の額の損金算入の時期は、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とする。ただし、法人がその退職給与の額を支給した日の属する事業年度においてその支払った額につき損金経理をした場合には、これを認める。（昭 55 年直法 2－8「三十二」、平 19 年課法 2－3「二十二」により改正）

⑪ 死亡保険金・死亡退職金の非課税範囲（相続税法第 12 条より）

役員・従業員の遺族が受取った場合の非課税範囲
500 万円×法定相続人の数＝非課税

⑫ 弔慰金等の取扱い（相続税法基本通達 3－20 より）

弔慰金は税法上、次の金額を非課税とし、超過額は死亡退職金に含まれます。

業務上の死亡の場合	死亡時の最終報酬月額× 36 ヶ月
業務外の死亡の場合	死亡時の最終報酬月額× 6 ヶ月

⑬ 生存退職金の取扱い（所得税法第 30 条より）

退職所得は、他の所得と分離して課税されます。
退職所得の対象は以下のとおりです。

(退職金額－退職所得控除額) × 1/2

※勤続年数 5 年以下の法人役員などについては 1/2 課税の対象外です。

退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円×勤続年数（80 万円に満たない場合には、80 万円）
20 年超	800 万円＋ 70 万円×（勤続年数－ 20 年）

※勤続年数に 1 年未満の端数があるときは、1 年と計算します。

※障害者になったことに直接基因して退職した場合は、上記金額に 100 万円を加算します。

また、税額は原則として源泉徴収されます。

⑭ 保険契約等に関する権利の評価（所得税基本通達 36－37）

使用者が役員又は使用人に対して生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約（以下「保険契約等」という。）に関する権利を支給した場合には、その支給時において当該保険契約等を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額。以下「支給時解約返戻金の額」という。）により評価する。ただし、次の保険契約等に関する権利を支給した場合には、それぞれ次のとおり評価する。

- (1)支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の 70％に相当する金額未満である保険契約等に関する権利（法人税基本通達 9－3－5 の 2 の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、当該支給時資産計上額により評価する。
- (2)復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利（元の契約が法人税基本通達 9－3－5 の 2 の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、支給時資産計上額に法人税基本通達 9－3－7 の 2 の取扱いにより使用者が損金に算入した金額を加算した金額により評価する。

（注）「支給時資産計上額」とは、使用者が支払った保険料の額のうち当該保険契約等に関する権利の支給時の直前において前払部分の保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金等で処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいう。

附 則

（経過的处理い）

この法令解釈通達による改正後の所得税基本通達は、令和 3 年 7 月 1 日以後に行う保険契約等に関する権利の支給について適用し、同日前に行った保険契約等に関する権利の支給については、なお従前の例による。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.